



人生のいろいろな場面で マイナンバー(個人番号)

マイナンバー(個人番号)とは、日本に住民票のある全ての方(外国人を含む)が持つ12桁の番号です。「社会保障」「税」「災害対策」の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物のものであることを確認するために活用します。個人の特定を確実・迅速に行うことで、「利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」「行政の効率化」を図ります。



あなたの人生と共に歩むマイナンバー



マイナンバーを提供するときは 次のいずれかが必要です

- ①マイナンバーカード
 - ②通知カード+運転免許証・パスポートなど
 - ③マイナンバー記載の住民票+運転免許証・パスポートなど
- 電話でマイナンバーの提供を求めることはありません。行政機関や金融機関をかたる不審な電話にご注意ください。
 ●マイナンバーの利用は、法令で定められた範囲に限定されています。マイナンバーの提供を求められた場合は、利用目的をご確認ください。

次頁はマイナンバーカード特集! ●住民票の写しなどのコンビニ交付を開始 ●マイナンバーカードの申請方法 ●マイナンバーカードQ&A